

「神戸市立東灘小学校いじめ防止基本方針」

令和8年4月1日改定

はじめに

東灘小学校は、教職員・保護者・地域が一体となって、いじめ問題に取り組むよう、「いじめ防止対策推進法」第12条の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本的な方針（以下「東灘小学校基本方針」とする。）を策定します。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」平成25年）

1. 基本的な姿勢

- ・東灘小学校は、「東灘小学校いじめ防止基本方針」に基づき、保護者・地域と連携しながらいじめ問題の根本的な解決に向けて、取組を進めます。
- ・東灘小学校の全ての児童がいじめを行わず、いじめを確認しながら放置することがないように、神戸市いじめ指導三原則「するを許さず、されるを責めず、第三者なし」を核とした指導を行います。

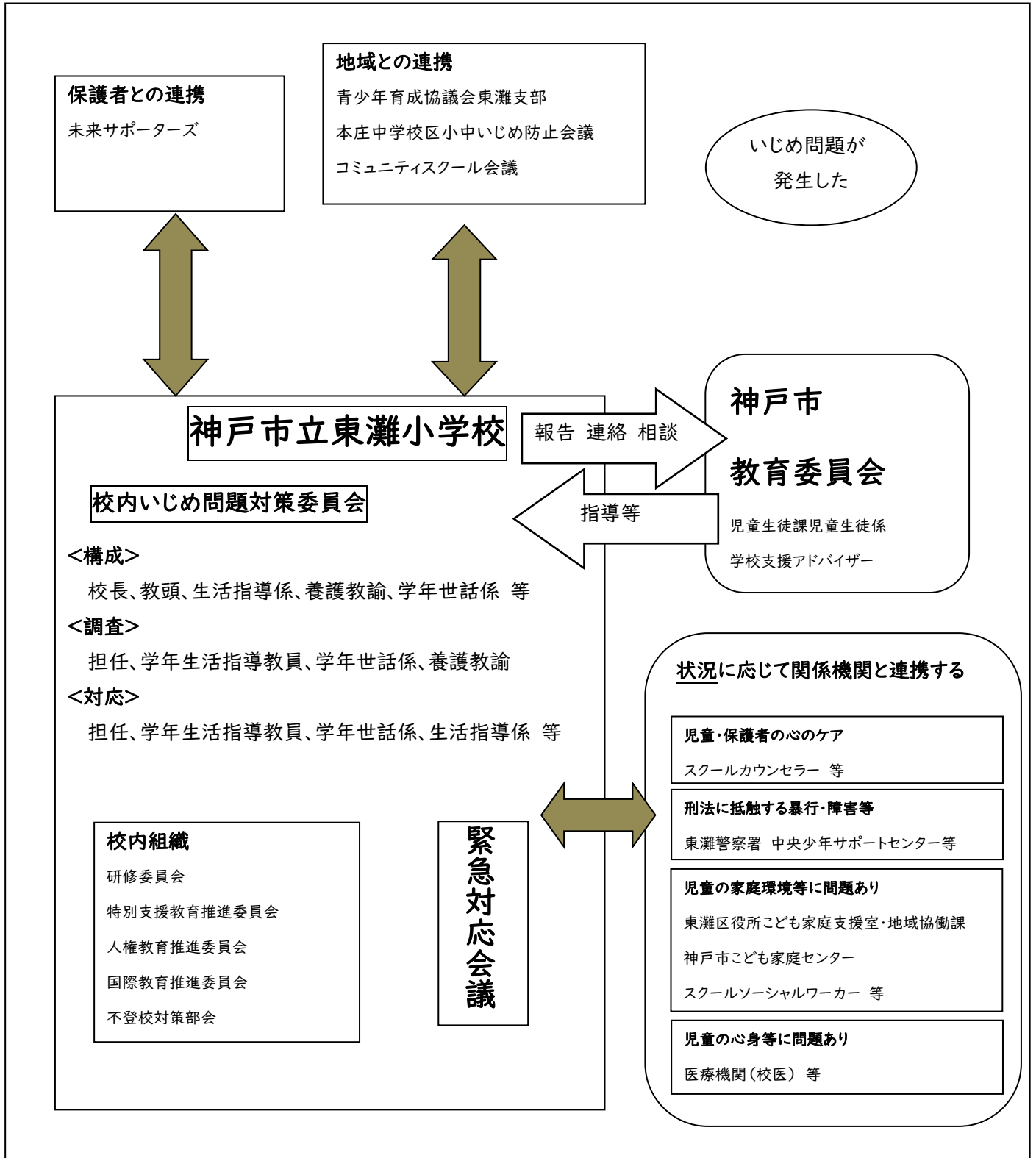
<教職員の基本姿勢>

- ・児童が、自分の居場所を感じられるような学級づくり、先生や友達との信頼関係づくりに努めます。
- ・分かる授業、一人ひとりの児童が活躍できる活動・行事等を通じて、児童の自己有用感・自尊感情を高めていけるように努めます。
- ・児童が自発的・主体的に自らを発達させていくことを尊重し、その過程を支えるよう努めます。
- ・児童、教職員の人権感覚を高めていけるように努めます。
- ・いじめの兆候をできるだけ早く察知できるように、アンテナを高く保ち、教職員相互が積極的に情報交換をして情報共有に努めます。
- ・いじめが疑われる段階から対応していけるように、児童の表情や行動の変化などに気をくばっていきます。
- ・いじめ問題は管理職に報告し、組織的に対応します。
- ・児童、保護者、地域の方々からの情報を受け入れる（話を親身になって聞ける）姿勢を大切にします。
- ・「決していじめを許さない」姿勢を、様々な場面で児童に伝えていきます。

2. 校内いじめ問題対策委員会

<校内いじめ問題対策委員会の設置>

東灘小学校は、校長・教頭・生活指導係・養護教諭・学年世話係等の参加による「校内いじめ問題対策委員会」を設置します。



<校内いじめ問題対策委員会の役割>

- ・東灘小学校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童・保護者へのいじめ防止の啓発を行います。
- ・いじめの相談があった場合は、児童の担任に、学年生活指導教員、学年世話係等を加え、事実関係の把握、関係する児童・保護者への対応等について協議します。なお、いじめに関する情報については、個人情報取り扱いに十分注意しながら、教職員が共有するようにします。
- ・いじめ問題に関する教職員の理解と実践力を高めるために、研修を計画的に行います。
- ・いじめ対策についての取組の検証・改善を行います。

<状況に応じた関係機関との連携>

校内での指導だけで十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関との適切な連携が必要であり、平素から関係機関と連携する体制を構築しておきます。

3. いじめ未然防止・早期発見

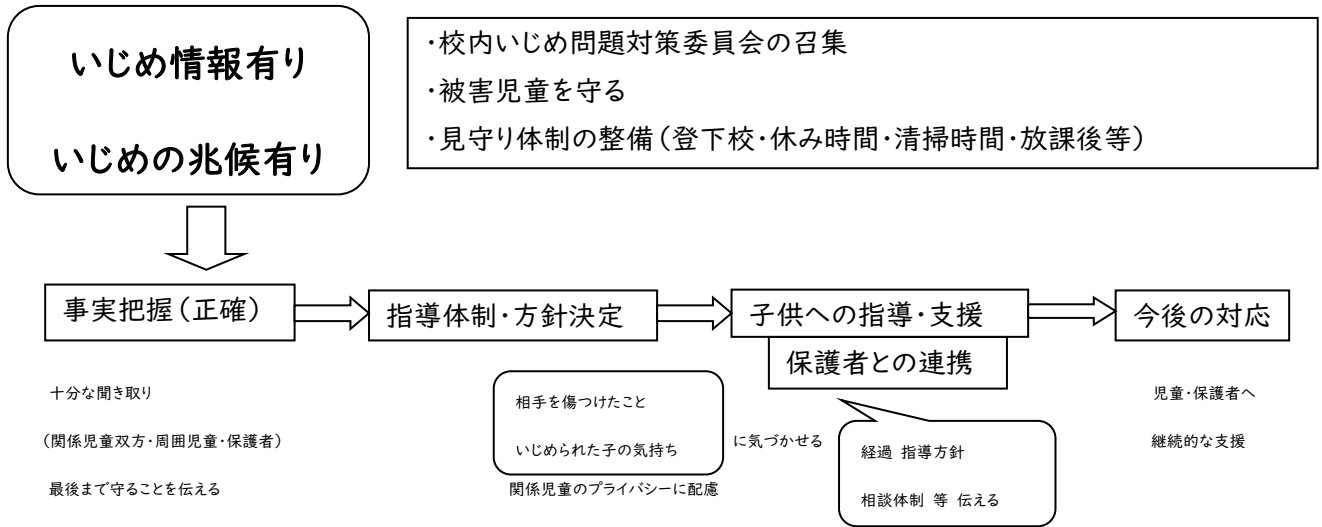
いじめ問題は、早期発見をすることが早い解決につながります。あわせて、未然防止に取り組むことも重要です。年間を通して予防的な取組を計画し実施しています。

年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
未然防止に向けた取組	学年・学級づくり 人間関係づくり 授業(道徳等) いじめに関する授業 (いじめ未然防止プログラム)		非行防止教室 「スマホ・インターネット」	いじめに関する授業(いじめ未然防止プログラム)		いじめに関する授業(いじめ未然防止プログラム)			いじめに関する授業(いじめ未然防止プログラム)	いじめに関する授業(いじめ未然防止プログラム)		いじめに関する授業(いじめ未然防止プログラム) →
取組	早期発見に向けた教育相談		いじめアンケート・聞き取り調査	分析(今後の手立てに)				いじめアンケート・聞き取り調査	分析(今後の手立てに)		いじめアンケート・聞き取り調査	分析(今後の手立てに) →
生活指導部会等	基本方針提案 状況報告 いじめ問題対策委員会 生活指導部会 児童理解	状況報告 いじめ問題対策委員会 生活指導部会	状況報告 いじめ問題対策委員会 生活指導部会	状況報告 いじめ問題対策委員会 生活指導部会 学校評価	生活指導部会 職員研修	状況報告 いじめ問題対策委員会 生活指導部会 若年者研修	状況報告 いじめ問題対策委員会 生活指導部会	状況報告 いじめ問題対策委員会 生活指導部会	状況報告 いじめ問題対策委員会 生活指導部会	状況報告 いじめ問題対策委員会 生活指導部会 学校評価	状況報告 いじめ問題対策委員会 生活指導部会 学校評価	状況報告 いじめ問題対策委員会 生活指導部会 次年度計画

4. 早期対応

いじめの兆候に気づいたときには、早期に事実関係の把握を行い対応していきます。まず、「被害児童の保護」に努め、組織で対応します。



いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされる必要があります。

①いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月の間継続していること。

②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記の2つの要件に捉わられることなく、必要に応じて他の事情も勘案して判断し、中長期的な視点でも児童の人間関係・生活状況を見守り、改善に向け導いていきます。

5. 特別な支援を必要とする児童への配慮

特別支援学級に在籍する児童

未然に防げるように

早期に発見できるように

特に配慮をしていきます

早期に対応していけるように

○特別支援学級担任と交流学級担任の連携

気になる言動があれば、相談しあって共通の取組をします。

○全職員での情報共有

全職員で見守り、声かけをします。

普段から、先生と支援を必要とする児童が会話をします。

6. インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

①未然防止

- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性やトラブルについて、最新の情報を把握し、情報モラル学習を実施するとともに、児童・保護者・地域への積極的な啓発に努めます。
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の使用に関するマナーや家庭でのルール作りについて保護者に協力を依頼します。

②早期対応

- ・インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を保護者と連携して図ります。
- ・状況によって、警察や法務局等の関係機関と連携しながら対応します。

7. 校種間の連携

- ①保育所・幼稚園・認定こども園・特別支援中学校・中学校間との連携により、児童生徒の情報を引き継ぎ、指導に生かすと共に、いじめに対する学校の指導体制、指導内容の共有に努めます。
- ②小・中学校においては、「いじめ防止小中地域会議」などを活用した取り組みを通して、いじめの問題に向き合う姿勢を共有し、一貫した指導に生かすことができるようにします。

8. 重大事態への対応

①重大事態の報告と調査

- ・重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会事務局に報告します。
- ・重大事態が発生したことを真摯に受け止め、教育委員会事務局の指示のもと、組織を設け、速やかに事実関係を把握します。

②調査結果の報告

- ・いじめを受けた児童やその保護者に対して、説明責任があることをふまえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時、適切な方法で説明します。

9. その他

東灘小学校は、校内いじめ問題対策委員会によって、適宜「東灘小学校いじめ防止基本方針」を見直し、必要があると認められるときは改訂を行います。